2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保が重要となります。

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

経済社会基盤の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重などが開発途上国の発展の礎（いしずえ）となります。この観点から、法令の整備や、法曹、矯正（きょうせい）・更生保護を含む司法関係者の育成などの法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善などの人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

日本の取組

日本は、法制度・経済制度整備支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員の能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を、モンゴル、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ、東ティモール、ネパール、コートジボワールなどの国々で行っています。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える開発協力」の一翼を担っています。また、これにより途上国の法制度・経済制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

日本では、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)*を通じて、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、国際研修（年２回）と国際高官セミナー（年１回）を実施し、国連をはじめとする国際社会での重要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。春の国際研修では、主に犯罪防止や犯罪対策の問題を、秋の国際研修では、主に犯罪者の処遇の問題を、そして国際高官セミナーでは、広く刑事司法に関する問題を取り上げています。

ほかにも、途上国における基本法令や経済法令の起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、法制度整備に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究、および専門家を派遣しての現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インドネシアなどのアジア諸国から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘（しょうへい）し、各国のニーズに応じて、法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地でセミナーなどを実施しました。

さらに日本は、途上国のニーズに沿った支援を、能動的かつ積極的に推進していくため、その国の法制度や、その解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。

ミャンマーにおける「法・司法制度整備支援プロジェクト」において、地方の裁判官向けに実施した研修での質疑応答の場面（写真：JICA）

用語解説

＊国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）
国連と日本政府との協定に基づき1962年に設立。法務省法務総合研究所国際連合研修協力部が運営。開発途上国の刑事司法実務家を対象とする国際研修等を実施し、設立以来、139の国・地域から6,000名を超える卒業生を輩出している。

（2）ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、経済発展の過程で公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件が発生すると、国家の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる要因ともなります。そこで援助国は、公正かつ安定した社会の実現のため、途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

日本の取組

日本は、国際社会における腐敗対策のための唯一の普遍的枠組みである国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）への協力を通じ、腐敗の防止および取締りに関する法制度の整備や、腐敗に脆弱（ぜいじゃく）な国における法執行機関などの能力構築支援に積極的に関与してきました。2019年、日本は2018年に引き続き、国連腐敗防止条約の実施状況を審査し、条約の効果的実施に必要な技術援助ニーズの特定などを行う国連腐敗防止条約実施レビュー・メカニズムの運営を支援するため、UNODCに拠出を行うなど、国際的な腐敗対策における課題の特定と解決に貢献しています。

また、UNAFEIを通じて、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法実務家を対象に、「高位高官が関与する汚職犯罪の発見・摘発、捜査及び公判」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しています。同研修は、国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して毎年実施しているもので、各国における汚職防止のための刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国における取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から、「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。2019年は、東京で、「汚職事件における効果的な金融捜査と資金洗浄対策（新たな手口を踏まえた没収・資産回復に向けて）」をテーマに開催しました。

（3）民主化支援

統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進といった民主主義の基盤強化は、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開発途上国に対しては、これを積極的に支援し、選挙制度支援など民主化への動きを後押しすることが重要です。

日本の取組

日本はカンボジアに対し、2018年2月、国民の意思が適切に反映された国政選挙の実施が極めて重要との認識のもと、投票箱などの選挙用物品を供与しました。また、議会運営や選挙管理に携わる職員を対象に、民主主義のあり方に関する研修を行う一方で、法曹関係者を対象に、司法アクセス改善に向けた研修を実施しました。その他にも、2017年から、地方分権化を志すカンボジア内務省地方行政担当職員に対し、戦略・実施計画の策定や人材育成に関する技術協力支援を行いました。2018年12月、2019年3月および7月には計30名の若手政治関係者を日本に招聘（しょうへい）し、日本の民主主義について学んでもらうべく、関係機関との意見交換および選挙実務を含む視察を行ったほか、市民社会を含む選挙関係者、市民社会担当政府高官の招聘（しょうへい）を実施しました。

また日本は、エチオピアに対し、国際標準に合致した公正かつ透明性の高い国内総選挙の実施を支援するため、2019年8月、エチオピア国内の全投票所に設

チュニジア国民代表議会選挙の選挙監視活動を行った中谷真一外務大臣政務官（左から2番目）（2019年10月）

置される投票箱およびインクの供与を決定しました。本支援の実施により、同国の平和と安定への貢献および二国間関係の強化が期待されます。

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築と難民・避難民支援

国際社会では、依然として、民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。

日本の取組

2005年に設立された国際連合平和構築委員会(PBC)*などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われており、日本は設立時からPBC組織委員会のメンバーを務め、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、活発な取組を実施しています。2006年に設立された平和構築基金(PBF)*にも積極的に貢献しており、現在までに総額5,250万米ドルを拠出し、第6位の主要ドナー国として、アフリカ地域をはじめとする諸国における紛争の再発防止、紛争予防、平和の持続を支援しています。2018年2月には、「平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書」が公表され、平和構築のための資金調達の強化などを目的とした様々な提案がなされました。同報告書を踏まえ、同年4月には、「平和構築及び平和の持続に関するハイレベル会合」が開催され、日本は平和構築分野における事務総長のイニシアティブを支持する旨を表明しました。

また、日本は、紛争下における難民・避難民の支援や食料支援、和平(政治)プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。このほか、紛争の終結後に平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR:Disarmament, Demobilization, Reintegration)への取組を支援し、治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行って

ODAによる平和構築支援

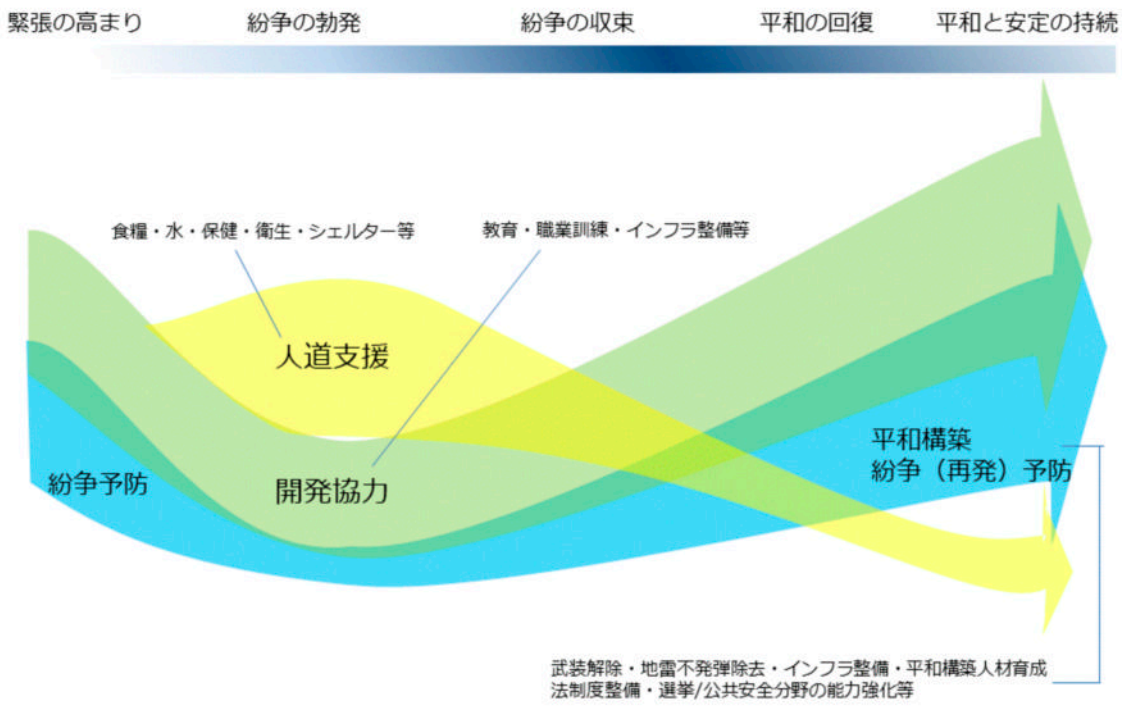

人道と開発と平和の連携により、紛争の根本原因に対処

います。加えて、難民・避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、復興のための支援も行っています。さらに、平和が定着し、紛争が再発しないようにするため、日本は、その国の行政・司法・警察の機能を強化するとともに、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。これらの取組において日本は、平和構築における女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うため、日本は、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせて対応しています。

さらに、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが開発協力大綱に掲げられています。国連PKOなどの現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎的インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。

また、日本は、国連、支援国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員の訓練や必要な装備品の提供を行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プロジェクト」のもと、自衛官等のべ172名を教官として派遣し、アフリカ8カ国 注15 の工兵（施設）要員277名に対し重機の操作訓練を実施しました。本プロジェクトの対象地域はアジアおよび同周辺地域にも拡大し、ベトナムにおいて実施された2018年の試行訓練、2019年の本格訓練に、あわせて自衛官等40名を派遣し、9カ国 注16 36名の工兵（施設）要員に対して訓練を行いました。さらに、2019年10月より、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野においても救命訓練を開始しました。

・・・難民・避難民支援

シリアやミャンマーなどの情勢を受け、2018年末には世界の難民・避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱（ぜいじゃく）な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がれるような自立支援のため、難民・避難民等に対する支援を含む人道支援を行っています。

具体的には、日本は主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国際移住機関（IOM）をはじめとする国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的な生活に必要な物資等の支援を、世界各地の難民・避難民等に対して継続的に実施しています。また日本は、国連世界食糧計画（WFP）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用し、難民・避難民等への支援を実施しています。

日本は、こうした国際機関を通じた難民・避難民等への支援を行う際、日本の開発協力実施機関であるJICAや、民間企業との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえば、UNHCRが行う難民支援においては、JICA と連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。ほかにも、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）が難民・避難民への支援を行っています（130ページの「イ．日本のNGOとの連携」も参照）。

また、日本は、人道危機が発生した初期の段階から、緊急に必要とされる「人道支援」と並行して、中長期的な視点のもとに自立を後押しする「開発協力」を行うこと（人道と開発の連携）を推進しています。これは、難民や避難民等が再び人道支援を必要とする

2017年8月の避難民大量流入の人道危機を受け、コックスバザール県のキャンプで女性避難民に対し、聞き取り調査をする国連人口基金(UNFPA) バングラデシュ事務所のスタッフ（写真：UNFPA Bangladesh）（141ページの「国際協力の現場から」も参照）

注15 ウガンダ、ケニア、タンザニア、ルワンダ、ブルンジ、ガーナ、シエラレオネ、ナイジェリアの8か国。
注16 ベトナム、インドネシア、カンボジア、シンガポール、ネパール、東ティモール、フィジー、ブータン、ミャンマーの9か国。

状況に陥ることを防ぐ観点から極めて重要です。さらに、長期化および深刻化する人道危機に対処するに当たっては、「人道と開発の連携」に加え、紛争の根本原因への対処を抜本的に強化することが必要です。これを実現するため、日本は、「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視しており、紛争による人道危機が発生している国・地域では、「平和構築や紛争再発を予防する支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開しています。

具体的事例：

ミャンマー・ラカイン州避難民への人道支援

ミャンマー・ラカイン州北部において、2017年8月にアラカン・ロヒンギャ救世軍（ARSA）による治安部隊に対する襲撃、ミャンマー治安部隊による掃討作戦およびその後の情勢不安定化により、約70万人以上がバングラデシュ南東部に避難しました。同地域のキャンプで避難生活を送る避難民の人道状況は深刻であり、また、流入地域周辺のホストコミュニティ（避難民受入れ地域）の生活環境にも大きな影響を及ぼしています。

この状況を受けて日本は、バングラデシュ側では、2017年10月以降、日本のNGOによる支援として、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じて生活に必要な物資の配布、衛生環境の改善、医療提供、女性および子どもの保護などに取り組んでいます。また、2019年1月には、WFPと連携して、避難民への食糧支援およびホストコミュニティを含むバングラデシュの小規模農家への生計向上支援を行う無償資金協力事業の実施を決定しました。さらに、2019年2月には、国際機関やNGOを通じた水・衛生、保健・医療、教育等の避難民およびホストコミュニティの生活環境改善のための支援を決定しました。

ミャンマー側（ラカイン州）では、避難民の帰還環境整備および人道支援のため、国際機関を通じた食料・栄養、水・衛生、教育、小規模インフラ整備などの分野で、国内避難民および地元住民への支援を実施しています。また、ラカイン州においては、JICAによる送電線、道路舗装、学校建設、水供給設備の整備なども実施しています。

今後も日本は、人道状況の改善、および安全で自発的かつ尊厳のある避難民帰還の実現に向けた環境整備のため、両国における支援を継続していきます。

日本の緊急無償資金協力により避難民に配給される食料が届けられる様子（写真：WFP Bangladesh）

・・・社会的弱者の保護と参画

紛争や地雷などによる障がい者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から日本政府は、避難民への支援として、日本のNGOである特定非営利活動法人テラ・ルネッサンスが、ウガンダ・アジュマニ県において行った南スーダン難民とホストコミュニティ住民を対象にした職業訓練や資機材の供与等を通じ、避難民等の自立、地域安定化と社会開発の促進を支援しました。また、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、日本は国連児童基金（UNICEF）を通じた支援を行っており、たとえば中央アフリカにおいては、UNICEFを通じた元児童兵の社会統合支援や性的暴力を受けた子ども達および国内避難民に対する総合的な人道支援を実施しています。

・・・社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、新たな紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興に関しては、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保

バングラデシュ　ミャンマー避難民人道支援プログラム
ジャパン・プラットフォーム（JPF）（2017年10月～（実施中））

2017年8月、ミャンマーのラカイン州北部において発生した激しい襲撃事件の影響で、ミャンマーの人々が国境を越えてバングラデシュに避難しており、現在約90万人の人々が同国コックスバザールのキャンプで生活しています*。

着の身着のまま避難してきた人々に対して支援をするために、NGO・政府・経済界が三位一体となり緊急人道支援を行うために設立されたジャパン・プラットフォーム（130ページ参照）により、「ミャンマー避難民人道支援」プログラムが立ち上げられました。バングラデシュへ避難民の大量流入後の2017年10月からこれまでに、同プログラムのもと、日本のNGO全11団体がキャンプの現場で水・衛生、食糧・生活物資配布、シェルター整備、保健・医療、女性や子どもの保護などの幅広い分野において、避難民を支援してきており、現在も8団体が活動しています。

AAR Japanが設置した井戸で水を汲むミャンマー避難民の子どもたち（クトゥパロン避難民キャンプ、2018年3月）（写真：AAR Japan）

JADE - 緊急開発支援機構による物資配布の様子（写真：JPF）

このプログラムの中で、特定非営利活動法人 難民を助ける会（AAR Japan）は、難民キャンプにトイレや水浴び室、井戸などを設置することで水衛生環境の改善を支援しており、約4700世帯の人々が同設備を利用しています。また同団体は、女性と子どもが安心して過ごし、交流できる保護施設の運営も行っており、それぞれ約200人の女性と子どもが同保護施設を活用しています（2019年8月現在）。また、特定非営利活動法人JADE-緊急開発支援機構は、女性の生理用品を避難民に配布するなど、女性特有の衛生環境課題の解決や尊厳を守るための支援を行い、4300人の女性に支援が届きました。

日本はこれからも、世界各地で起こる自然災害や紛争発生時に、日本のNGOの強みを活かし、現地のニーズにあった効果的・効率的な緊急人道支援を提供していきます。

＊出典：OCHA“JRP 2019 funding update – 30 September 2019”

健医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食料の安定供給を図っています。人的資本の復興については、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大などによる社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。

・・・対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国や地域には対人地雷や不発弾が未だに残るとともに、非合法な小型武器が現在も広く使われています。これらは一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や能力強化などを通じて、こうした国々を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、人道と開発と平和の連携の観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実に行っています。たとえば、カンボジア地雷対策センター（CMAC）では、設備支援にとどまらず、地雷廃棄処理の教育課程の支援、地雷廃棄処理教育の基盤づくりを支援し、ここで教育を受けた職員は、カンボジア国内外において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。さらにCMACは、コロンビア等他国の地雷対策職員の研修場所としても機能するなど、南南協力も実現しています（詳細は35ページのコラムを参照）。

また、アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人 難民を助ける会（AAR Japan）が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。AAR Japanは2009年度から、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム（JPF）事業を通じて、同国において

ノルウェーで行われた、対人地雷禁止条約第4回検討会議のハイレベル・セッションに参加した尾身朝子外務大臣政務官（2019年11月）。日本が今後も引き続き、関係国・機関等と連携して対人地雷対策支援を進めていく旨を発言した。

教材の開発や講習会などを通じた地雷回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓発活動が着実に進められています。

このほか、不発弾の被害が特に大きいラオスにおいて、主に不発弾専門家の派遣、機材供与、南南協力が行われており、日本は、不発弾処理機関の能力向上支援のほか、同国内の特に不発弾の被害が大きい貧困地域であるセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において灌木除去の機械化および前進拠点の整備などを行っています。

日本は、こうした二国間支援に加え、国際機関を通じた地雷・不発弾対策も積極的に行っています。2019年には、アフガニスタン、イラク、シリア、南スーダン、スーダンおよびソマリアに対して、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じた地雷・不発弾対策支援（除去・危険回避教育等）を行っています。また、国連開発計画（UNDP）経由で、ベナンの紛争後地域の地雷・不発弾処理訓練センター（CPADD）において、中西部アフリカ向けの地雷処理訓練の強化も支援しています。ほかにも、地雷回避教育支援として、日本はUNICEF経由で、2015年以降、パレスチナ、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラク、ウクライナにおいて支援を実施しました。また、赤十字国際委員会（ICRC）を通じて、アフガニスタン、イラク、ヨルダンで、地雷の危険回避教育や、地雷の被害者への義足提供支援を行っています。

また、小型武器対策に関して、日本は小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。さらに、輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して、関連する法制度の整備や、税関や警察などの法執行機関の能力を向上する支援なども実施しています。

コロンビア　経済社会開発計画（対人地雷の除去体制・能力の強化）
無償資金協力（2017年6月～2020年10月予定）

コロンビアでは、2016年に政府とコロンビア革命軍（FARC）の間で、半世紀以上に及ぶ国内紛争の和平合意に至りました。この国内紛争において埋設された対人地雷は、1万1,000人を超える地雷被害者を生み、和平合意の実現を経た今もなお、依然として国内にある都市の半数以上にまたがる範囲において地雷が埋設されていると言われています。

日本はこの事態を踏まえ、株式会社日建製の地雷除去機7台と、地雷除去機の維持管理用ツールを格納する移動式コンテナ等を供与しました。また、コロンビア陸軍の隊員及び国防省の職員からなるコロンビア人道的地雷除去チームの計17名に対し、日本、カンボジア、ラオスにおいて、日建とカンボジアの地雷対策センター（CMAC）およびラオスのラオス国家不発弾処理プログラム（UXO Lao）の合同による地雷除去機の維持管理および操作方法等のトレーニングを実施しました。これは、日本がカンボジアのCMACとラオスのUXO Laoに伝えてきた技術をコロンビア政府関係者に広めるもので、日本と開発途上国が地域を越えて他の途上国を支援する「三角協力」の具体例の一つといえます。

また、コロンビア本国においても、同チームの30名に対して操作トレーニングを実施しました。これにより、コロンビア政府の対人地雷除去能力および活動が強化されることが見込まれます。これまで地雷への恐怖から土地を放棄せざるを得なかった国内避難民の帰還を促し、地域住民が取り戻した土地を、農地として利用することが可能となることで、安心して暮らせる社会の実現につながることが期待されています。

CMACが所有している日建製の地雷除去機を使用して操作トレーニングを実施するコロンビア人道的地雷除去チームとCMAC職員（写真：CMAC）

平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は多様化・複雑化しています。日本は、2007年度から2014年度まで、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施してきました。この事業では、平和構築分野で今後キャリアを形成していく意思を持つ方を対象とした、現場で必要な知識および技術習得のための国内研修ならびに、国際機関の現地事務所で実務に当たる海外実務研修からなる「プライマリー・コース」を柱としつつ、国際機関等でのポスト獲得やキャリアアップに必要なスキル・知識を提供するキャリア構築支援などを実施してきました。2015年度以降は事業内容を拡大し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、これまでの「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施しており、2018年度には、新たに国際機関でのキャリア構築を目指す実務家向けの「グローバルキャリア・コース」を実施しました。また、これらのコースの修了生の多くが、南スーダン、ヨルダンやイスラエルなどの平和構築・開発の現場で現在も活躍しています。

用語解説

＊国際連合平和構築委員会（PBC：Peacebuilding Commission）
2005年3月に設立された国連機関。地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識のもと、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とする。

＊平和構築基金（PBF：Peacebuilding Fund）
2006年10月に設立された基金。和平プロセスへの差し迫った脅威への対応、和平合意や政治対話の支援、国家機構および国家能力強化、経済活性化および行政サービス確立等に使用される。

（2）自然災害時の人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。日本の人的援助としては、国際緊急援助隊があり、①被災者の捜索・救助活動を行う「救助チーム」、②医療活動を行う「医療チーム」、③感染症対策を行う「感染症対策チーム」、④災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う「専門家チーム」、⑤大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う「自衛隊部隊」を、個別に、または組み合わせて派遣します。

2019年4月、モザンビークのサイクロン被災地に派遣された国際緊急援助隊・医療チームが診療活動を行う様子（写真：JICA）

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。日本は、2019年には、アフガニスタン、イラン、コンゴ民主共和国、ジブチ、バハマ、ボリビア、ブラジル、アルバニアなどに対して緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関などに対し、緊急無償資金協力を行っています。国際機関などが実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。

また、日本のNGOもODA資金を活用した被災者支援を行っています。日本のNGO、経済界、政府による協力・連携のもと、緊急人道支援を行う組織であるジャパン・プラットフォーム（JPF）は、自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民への支援を行っており、JPFの加盟NGOは、現地政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています（130ページの「イ．日本のNGOとの連携」も参照）。

JPFラオス水害被災者支援2018において調理器具と食器を届けるスタッフ（特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン）

また、自然災害の多い日本とASEANにとって、災害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター（AHA（アハ）センター）の能力強化を目的として、情報通信技術システムの支援や人材の派遣などを行うとともに、緊急援助物資の供与と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

(3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体の脅威となっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引 注17 、サイバー犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）注18 などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化・巧妙化しています。また、イラクとレバントのイスラム国（ISIL）の影響を受けた各地の関連組織などが、中東やアフリカのみならず、アジア地域においてもその活動を活発化しています。また、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるホームグロウン・テロ 注19 の問題も深刻な脅威をもたらしています。さらに、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾および東南アジアにおける海賊・海上武装強盗問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

日本の取組

ア. 治安維持能力強化

日本は、国内治安維持の要となる警察機関の能力向上について、制度づくりや行政能力向上への支援など、人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転を中心とした支援を行っています。

一例として、警察庁では、インドネシアなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行い、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察のあり方を伝授しています。

イ. テロ対策

イラクおよびシリアにおける掃討作戦の結果、ISILの支配領域は解放されましたが、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員（FTF）の母国への帰還や第三国への移転により、テロおよび暴力的過激主義の脅威は、引き続き、アジアも含め世界中に拡散しています。

日本の拠出による国連女性機関（UN Women）の事業の一環で、バングラデシュの大学のキャンパスにおいて暴力的過激主義を防ぐための対話を目的とした「女性ピース・カフェ」という場を作り、活動を実施した際の参加者たち（写真：BRAC大学）

2019年3月には、ニュージーランドのクライストチャーチにおいて、テロ実行犯が銃撃の様子をSNS上でライブ配信し、その映像が瞬時に拡散されるというこれまでにない事案が発生しました。また、4月にはスリランカにおいて、邦人を含む250人以上が死亡した、アジアにおける近年最大の連続爆破テロが発生しました。

こうした中、2019年4月にフランスのディナールおよびパリでそれぞれ開催されたG7外務大臣会合および内務大臣会合の成果文書では、テロ対策の必要性が具体的に示されました。また、同年6月のG20大阪サミットにおいて、日本は議長国として、テロなどへのインターネットの悪用防止のため、関係国政府、国際機関、企業および市民社会との協力の重要性を示した、「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義（VECT）によるインターネットの悪用の防止に関するG20大阪首脳声明」を取りまとめました。

テロ対策においては、世界各国の連携が必要であり、アジアが抜け穴となることのないよう、日本は主にアジア諸国のテロ対策能力向上のための支援を行っています。2019年度は、国境管理や各国警察のテロ対処能力向上支援といった水際対策に約1,700万米ドルを拠出したほか、女性や若者のエンパワーメントを通じて、テロの根本的な原因となる暴力的過激主義対策に約820

注17 人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取（さくしゅ）の目的で、獲得、輸送、引き渡し、蔵匿（ぞうとく）、または収受（しゅうじゅ）する行為（人身取引議定書第3条参照）。

注18 犯罪行為によって得た資金をあたかも合法な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。

注19 自国で成長した人が起こすテロのこと。

万米ドル、合計約2,500万米ドルを拠出しています。特に、テロの根本的な原因である暴力的過激主義への対策については、国際機関のプロジェクトへの拠出などを通じて重点的に実施しています。たとえば、日本は2019年度、UNDPと国連女性機関（UN Women）が実施する、女性や若者のエンパワーメントといったコミュニティ支援のプロジェクトに計240万ドル、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が実施する、刑務所内での過激化防止のための職員の能力向上や収容者のリスク分析に基づく分類手法の導入等を実施するプロジェクトに約140万ドルを拠出するなどしています。

フィリピンでの刑務所改革支援セミナーの様子（写真：UNODC）

ウ．国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化しています。国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧（あんねい）の基盤である市民社会の安全、法の支配および市場経済を破壊するものであり、国際社会が一致して対処すべき問題です。このような国際組織犯罪に対処するために日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助などによる国際協力を推進しているほか、主に次のような国際協力を行っています。

･･･薬物取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、UNODCに拠出し、薬物対策を支援しています。具体的には、薬物問題がとりわけ深刻であるアフガニスタンおよび周辺地域での取締能力強化支援や、アジア地域を中心とした国境管理支援を行い、薬物の不正取引の防止に取り組んでいます。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする諸国から薬物捜査担当幹部を招聘（しょうへい）して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、関係諸国の薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図っています。

･･･人身取引対策

日本は、人身取引に関する包括的な国際約束である人身取引議定書の締約国であり、2014年に策定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、重大な人権侵害であり、極めて悪質な犯罪である人身取引の根絶のため、様々な支援を行っています。また、同行動計画を踏まえて、2014年以降の日本政府による人身取引対策に関する取組の年次報告を公表し、各省庁・関係機関およびNGOなどとの連携を強化しています。

日本で保護された外国人人身取引被害者に対して、日本は国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、母国への安全な帰国支援、および帰国後再度被害に遭うことを防ぐための自立支援として、教育支援、職業訓練等の社会復帰のための援助を実施しています。また、日本は、JICAの技術協力やUNODCやUN Womenなどの国連機関のプロジェクトへの拠出等を通じて、主に東南アジアの人身取引対策および被害者保護に向けた取組に貢献しているほか、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出・参加なども行っています。

「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」において、日本のNPO法人の協力を得て、タイの多分野協同チーム（MDT）メンバーのための国別研修を実施し、被害者に対する接し方などを指導している様子（写真：JICA）

･･･資金洗浄対策など

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な

課題です。そのため、日本としても、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された金融活動作業部会（FATF）などの政府間枠組みを通じて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。また、日本はUNODCと連携し、イランや東南アジア地域等におけるテロ資金供与対策として、法整備支援をはじめとする能力構築支援などに取り組んでいます。

エ. 海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

・・・海洋

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しており、海上の安全確保は日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題として、さらには地域の経済発展のためにも極めて重要です。しかし、日本が大量の原油を輸入している中東から日本までのシーレーンや、ソマリア沖・アデン湾、スールー・セレベス海などの国際的にも重要なシーレーンにおいて海賊の脅威が存在しており、そうした地域の海賊対策の強化が急務となっています。

たとえば、アジアにおいて日本は、地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導しました。各締約国は、同協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有および協力を進めており、日本は、事務局長および事務局長補の派遣や財政支援により、ReCAAP-ISCの活動を支援しています。また、2017年から日本が主導し、ReCAAP-ISCと共催で、ASEAN諸国などの海上法執行機関の海賊対策に係る能力構築を目的とした研修を実施しています。

フィリピンで日本政府が円借款で建造を支援した巡視船「マラブリゴ」に乗船し、視察した茂木外務大臣（2020年1月）

さらに、海洋における「法の支配」の確立・促進のため、日本はODAなどのツールを活用して、巡視船の供与、技術協力、人材育成などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関等の法執行能力の向上を途切れなく支援し、被援助国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための国際協力も推進しています。具体的には、ベトナム、フィリピンなどに対し、船舶や海上保安関連機材の供与を実施しているほか、インドネシア、マレーシアなども含めたシーレーン沿岸国への研修・専門家派遣等を通じた人材育成も進めています。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊による脅威に対しては、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本はソマリアとその周辺国の地域協力枠組みであるジブチ行動指針の実施のために国際海事機関（IMO）が設立した信託基金に1,510万ドルを拠出し、この基金により、海賊対策のための情報共有センター、ジブチの地域訓練センターが設立され、同地域訓練センターではソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。このほか、日本はソマリアおよびその周辺国における海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金 注20 に対して累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも、海上保安庁の協力のもとで、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、日本はソマリア海賊問題の根本的解決にソマリアの復興と安定が不可欠との認識のもと、2007年以降、ソマリア国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために約4億8,000万米ドルの支援も実施しています。

また、シーレーン上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力強化も重要です。このため、日本は、アジアと中東・アフリカを結ぶシーレーン上

注20 2012年12月より国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から引き継いで、マルチパートナー信託基金事務所（MPTF）が資金管理を行っている。

に位置するスリランカに対し、海上に排出された油の防除能力強化を支援する専門家（油防除対応能力向上アドバイザー）を派遣しています。

そのほかにも、国際水路機関（IHO）では、日本の海上保安庁海洋情報部が運営に参画し、日本財団の助成のもと、途上国の海図専門家を育成する研修を2009年から毎年英国で実施し、これまで41か国から72名の修了生を輩出しています。このIHOとユネスコ政府間海洋学委員会では、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBCO）プロジェクトを共同で実施し、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。また、日本財団の助成のもと、GEBCOに貢献できる人材育成研修を2004年から毎年米国ニューハンプシャー大学で実施し、これまで40か国から90名の修了生を輩出しています。

・・・宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。また、宇宙開発利用に取り組む新興国や開発途上国に対する人材育成も積極的に支援してきました。特に、日本による国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」を活用した実験環境の提供や小型衛星の放出は高く評価されており、2019年度は、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を提供する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と九州工業大学のBIRDSプロジェクト第3弾（BIRDS-3）を通じて、6月にネパール、スリランカなどと共同開発した超小型衛星が放出されました。また、2018年4月に東京大学とJAXAが締結した国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」の利用拡大に向けた連携協力に関する協定に基づき、2019年9月にルワンダの超小型衛星ルワサット（RWASAT-1）が放出されました。「きぼう」からの小型衛星放出を通じた国際協力は、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）の成果文書である「横浜行動計画2019」でも言及されており、日本は今後も、アフリカ諸国をはじめとする宇宙新興国の能力構築に積極的に貢献していきます。

BIRDS-3ミッションで開発された超小型衛星を前に記念撮影を行う日本、スリランカ、ネパールからの参加者たち（写真：JAXA）

このほか日本は、2016年に宇宙分野における途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うための基本方針を策定し、宇宙開発戦略本部に報告しました。日本はこうした方針に沿って積極的に支援を行っており、たとえば、モザンビークやコンゴ民主共和国などにおいて、「だいち2号」による熱帯林のモニタリング（JICA－JAXA熱帯林早期警戒システム：JJ－FAST）を活用した森林モニタリングシステムの実施に向け、協力を開始しています。

・・・サイバー空間

自由、公正かつ安全なサイバー空間は、地球規模でのコミュニケーションを可能とするグローバルな共通空間であり、国際社会の平和と安定の基礎となっています。そのため、近年、サイバー空間に対する脅威への対策が急務となっています。そこで、世界各国の多様な主体が連携して問題に対処していく必要がありますが、開発途上国をはじめとする一部の国や地域におけるセキュリティ意識や対処能力が不十分であることは、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。また、日本国民の海外渡航や日本企業の海外進出は、渡航・進出先国が管理・運営する社会インフラおよびサイバー空間に依存しています。このため、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、途上国に対する能力構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本と世界全体にとっても利益となります。

日本は、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議における合意に基づき開催されている日ASEANサイバー犯罪対策対話に出席しており、2019年1月にブルネイで開催された第3回対話では、日本におけるサイバー犯罪対策の取組の紹介などを行いました。このほか、国際機関がアジア諸国を対象に行うサイバーセキュリティに係る能力構築のためのプロジェクトへの拠出などを通じた支援も行っています。

また、2009年より日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議を開催しており、日・ASEANにおけるサイバーセキュリティ政策の相互理解と連携を強化するとともに共通課題の解決に向けた協力活動を実施しています。この枠組みのもと、2013年度よりASEAN加盟国とサイバー演習および机上演習を継続的に実施しています。

このほか、日本政府が拠出する日ASEAN統合基金（JAIF）を活用し、タイのバンコクに日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターを設立し、ASEAN各国の政府機関や重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者などを対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）等を提供することで、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力を推進しています。2019年には、日ASEAN技術協力協定に基づく第一号案件として、ASEAN諸国およびASEAN事務局関係者を対象としたサイバーセキュリティに関する研修を2020年1月に実施することが決定されました。

日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターでの研修風景

また、2017年からベトナム公安省のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処などに係る知識・技能の習得および日ベトナム治安当局の協力関係の強化を目的とする研修を実施しています。

さらに、同年から、日米の政府および民間企業の専門家と協力し、インド太平洋地域向けに、電力やガスなどの重要インフラ分野に用いられる産業制御システムのサイバーセキュリティに関する演習を東京で実施しています。